

マンションの頭金の返還が争点となった離婚

離婚

事案の概要

30代 女性 パート

夫婦には幼い子どもが一人いましたが、子育てや家事などささいなことでけんかが絶えなくなり、別居に至りました。相談者女性としては、親権の獲得はもちろんのこと、以前の夫の浮気についての慰謝料、購入したマンションの頭金として自身の親に出してもらった350万円の返還などを求めたいと考えていました。

解決結果

離婚調停と生活費を求める婚姻費用分担調停を申し立てました。

3回目の調停で離婚が成立。解決金として約450万円を得ることで合意しました。

担当弁護士からひとこと

マンションを購入して1年も経たずして別居に至りました。

購入に際しては、相談者自身が独身時代に貯めたお金や親が出してくれたお金の合計350万円を頭金に入れていました。そのため相談者としては全額を返金してほしいという思いがありました。他方で先方は親の援助により1000万円の頭金を入れているという事情もありました。

法律的な理屈の上では、売却益あるいは不動産評価額（査定額からローンを控除）から一定額を主張することはできても350万円の満額の返金を認める法的な根拠は成り立ちません。

今回は従前の相手方の不倫疑惑や、今後子どもを育てていく女性の扶養的な側面をとらえて、先方が譲歩するような形で相当額の解決金を得ることができました。